

## 愛知県立大学将来ビジョン検討委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、愛知県公立大学法人教育研究審議会規程第8条の規定に基づき、愛知県立大学将来ビジョン検討委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は次の事項について検討を行う。

- (1) 本学の基本理念・存在意義
- (2) 本学の中期目標・中期計画
- (3) 本学の教育改革
- (4) その他本学の将来ビジョンに関わる重要な事項

(委員会の構成)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長（研究科長を兼ねる。）
- (4) 入試・学生支援センター長、教育支援センター長、教養教育センター長、学術研究情報センター長、地域連携センター長
- (5) 事務部門長
- (6) 守山キャンパス長

(任期)

第4条 委員の任期は、役職在任期間とする。

(委員長)

第5条 委員長は学長をもって充てる。

(委員会の運営)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会は、その運営に際し必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聞くことができる。
- 3 委員会内に専門部会を設けることができる。
- 4 前項の専門部会については、第2項の規定を準用する。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、戦略企画・広報室において行う。

附 則

この規程は、平成30年3月6日に施行し、平成29年4月1日から適用する。  
この規程の施行により、愛知県立大学将来計画委員会規程を廃止する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。